

とっとり国保連 Times

2022 年
11 月号

【鳥取県国民健康保険団体連合会】

〒680-0061 鳥取市立川町 6 丁目 176 番地 鳥取県東部庁舎 5 階

TEL:0857-20-3684(審査課)

H P:https://www.kokuho-tottori.or.jp



@torikokuhoren

Twitter 用

QR コードはこちら→



鳥取県国民健康保険
マスコットキャラクター
けんぞうくん

請求日程等

【診療報酬等明細書】

診療月	増減点等 通知書発送日	診療報酬等支払日		支払通知書 発送予定日
		電子請求	紙請求	
2022 年 10 月	12 月 5 日(月)	12 月 20 日(火)	12 月 28 日(水)	【目安】 支払日の 3 営業日前
2022 年 11 月	1 月 4 日(水)	1 月 20 日(金)	1 月 30 日(月)	

【出産育児一時金】

提出月	出産育児一時金支払日		支払通知書 発送予定日
	正常分娩分	異常分娩分	
2022 年 11 月	12 月 8 日(木)	12 月 20 日(火)	【目安】 支払日の 3 営業日前
2022 年 12 月	1 月 10 日(火)	1 月 20 日(金)	

※支払通知書は支払日の 3 営業日前を目安に発送予定ですが、前後する場合があります。

レセプト休日受付日等

請求年月	請求締切日	休日受付日 【9:00~17:00】	(参考)支払基金 休日受付日
2022 年 12 月	10 日(土)	10 日(土)	10 日(土)
2023 年 1 月	10 日(火)	—	9 日(月・祝)
2 月	10 日(金)	—	—
3 月	10 日(金)	—	—

◎受付場所・・・鳥取県国民健康保険団体連合会 事務室（鳥取県東部庁舎 5 階）

◎国保連合会と支払基金で休日受付日の異なる月があります。(2022 年 10 月・2023 年 1 月)
国保連合会は 10 日が土・日・祝の場合に休日受付を行いますので、請求にて来会の際はご注意ください。

※新型コロナウイルス感染リスク回避のため、なるべくオンライン請求システムまたは追跡可能な郵送等による請求をご検討ください。

※レセプトを郵送いただく場合は 10 日必着でお願いいたします。
(普通郵便の配達日変更に伴い、10 日以降に到着したレセプトにつきましても可能な限り柔軟に対応いたします。)

【オンライン請求システムについて】

オンライン請求システムによる請求の受付時間は以下のとおりです。(土、日、祝日含む)

5~7 日⇒8:00~21:00 8~10 日⇒8:00~24:00

(不具合等によりシステムの開通時間が変更となる場合がありますので、オンライン請求システムのお知らせをご確認ください。)

※エラーが発生していないかご確認の上、請求確定ボタンを必ず押してください！

審査委員会からの連絡事項

②【調剤報酬】外来服薬支援料 2 の算定について(お願い)

①同一服用時点の薬剤を一包化する場合

同一銘柄の同一薬剤で規格のみ異なる薬剤が同時に調剤された場合は 1 種類として取り扱います。以下「算定例」のような場合、薬剤は 2 種類のため外来服薬支援料 2 の算定条件(=1 剤であっても 3 種類以上の内服用固形剤が処方されているとき)に当てはまらず算定不可となりますので、請求の際はご注意ください。

算定例

1 日 1 回朝食後服用

アジルバ錠 10mg 1 錠

アジルバ錠 20mg 1 錠

アムロジピン錠 5mg「明治」1 錠

1 種類の取扱い

薬剤は合計 2 種類 ⇒ 外来服薬支援料 2 の算定不可

②服用時点毎に一包化する場合

外来服薬支援料 2 は服用時点毎に一包化を行った場合に算定可能であり、異なる服用時点同士では算定できませんのでご注意ください。

算定できる場合

処方①・・・1 日 1 回朝食後

処方②・・・1 日 3 回毎食後

○ 同一服用時点(朝食後)があるため外来服薬支援料 2 の算定可

算定できない場合

処方①・・・1 日 1 回朝食後

処方②・・・1 日 1 回就寝前

✕ 朝食後と就寝前で服用時点が異なるため外来服薬支援料 2 の算定不可

国保連からのお知らせ

★令和 4 年 12 月送付分より、査定理由の詳細化を図るため審査結果連絡に係る帳票等が変更されます。

国保連合会から送付している増減点連絡書について、令和 4 年 12 月送付分(=令和 4 年 11 月審査分)より査定理由の詳細を図るため、以下のとおり帳票内容を一部変更します。

【現行】

(審査前)										(審査後)	
後者番号等	区分	給付 区分	氏 名 カルテ番号	箇所	法別	増減点数(金額)	事由	負担	請求内容	負担	補正・査定後内容
本外			国保 一郎 00000000	80	39	-68	D	1	処方箋料(その他) 68×1 (算定日) ○日 1回		
						合計	39	-68	2,045		1,977

増減点事由を記号(A~K)で印字。

増減点事由の記号のみでは、査定された具体的な理由が分からない。

【変更後】 令和 4 年 12 月送付分以降

(審査前)										(審査後)	
後者番号等	区分	給付 区分	氏 名 カルテ番号	箇所	法別	増減点数(金額)	事由	負担	請求内容	負担	補正・査定後内容
本外			国保 一郎 00000000	80	39	-68	D	1	処方箋料(その他) 68×1 (算定日) ○日 1回		やむを得ない場合に限り院内処方と院外処方が認められますが、この場合、処方箋料と院内投与に係る薬剤料を算定し、処方料、調剤料、調剤技術基本料は算定できませんのでご注意ください。
						合計	39	-68	2,045		1,977

引き続き、増減点事由を記号(A~K)で印字。

増減点事由の記号に加えて、査定の具体的な理由を印字する。

※査定理由の記載は事務的な内容のもの(厚生労働省通知、療養担当規則等に則らず査定となったもの)から実施し、段階的に査定理由内容の充実を実施していきます。

※電子請求(オンライン又は電子媒体による請求)されたレセプトのみが対象となります。紙媒体で請求されたレセプトは対象外となりますのでご注意ください。